

『職務発明条例草案（送審稿）』

2014年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

職務発明条例草案（送審稿）

第一章 総則

第一条 職務発明者と事業体の合法的權益を保護し、職務発明者と事業体のイノベーションに対する積極性を十分に引き出し、イノベーション能力を向上させ、知的財産権の運用実施を推進し、経済社会の発展を促進し、イノベーション型国家と人材強国を建設するために、本条例を制定する。

第二条 国は、職務発明及びその知的財産権の創造、運用、保護と管理を奨励する。

各級人民政府及びその関連主管部門は、有効な措置を積極的に採用し、職務発明制度の宣伝普及を強化し、事業体及び発明者による本条例の履行に対する指導と支援を強化し、職務発明及びその知的財産権の運用実施を支持し促進しなければならない。

第三条 国务院の知的財産権主管部門、科学技術行政部門及び人力資源社会保障行政部門は、職責分担に基づき、全国における職務発明制度の実施に関する監督管理を担当する。

県級以上の地方人民政府の知的財産権主管部門、科学技術行政部門、人力資源社会保障行政部門は、職責分担に基づき、本行政区域内における職務発明制度実施に対する監督管理を担当する。

本条例にいう知的財産権主管部門には、専利行政部門、農業行政部門及び林業行政部門が含まれる。

第四条 本条例にいう発明とは、中華人民共和国内で完成され、専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権または技術秘密の保護客体にあたる知的創造の成果を指す。

第五条 本条例にいう発明者とは、発明の実質的特徴に対し創造的な貢献をした者を指す。

発明を完成させる過程で、組織もしくは管理業務のみを担当した者、物質・技術条件の利用の面で便宜を提供した者、またはその他の補助業務に従事した者は、発明者ではない。

第六条 国は、企業・事業単位が職務発明の知的財産権管理制度を創設し、専門機関の設立もしくは専任担当者の指定をして知的財産権管理業務を担当させるか、または専門機関に知的財産権事務の管理を委託することを奨励する。

研究開発に従事する企業・事業単位は、発明報告制度の創設または発明者と約定を交わすことにより、発明完成後の事業体と発明者の間の権利、義務と責任を明確にし、速やかに発明の權益帰属を確定しなければならない。

研究開発に従事する企業・事業単位は、職務発明の奨励・報酬制度を創設するか、または発明者と奨励・報酬について約定しなければならない。

事業体は、前記制度を創設するにあたって、関係者からの意見及び提案を十分に聴取して採り入れ、研究開発者及びその他の関係者に対し発明報告制度及び奨励・報酬制度を公開しなければならない。

第二章 発明の権利帰属

第七条 下記の発明は職務発明にあたる。

- (一) 自己の職務の作業中に完成した発明。
- (二) 事業体から職務任務以外に割り当てられた任務を履行することで完成した発明。
- (三) 以前に属した事業体を退職した後、転任により離れた後、または労働、人事関係が終了した後の1年以内に創作した、以前に属した事業体で担当した職務業務または以前に属した事業体から割り当てられた任務と関わりのある発明。ただし、国が植物新品種について別途規定している場合は、当該規定によるものとする。
- (四) 自らが属する事業体の資金、設備、部品、原材料、繁殖材料または外部に公開していない技術資料などの物質・技術条件を主に利用して完成した発明。ただし、資金の返還もしくは使用費の支払いを約定していた場合、または、完成後に、単に事業体の物質的・技術的条件を利用して検証もしくはテストをした場合を除く。

第八条 職務発明について、事業体は知的財産権を出願する権利、技術秘密として保護もしくは公開する権利を有し、発明者は氏名表示権及び奨励・報酬を得る権利を有する。

非職務発明について、発明者は氏名表示権及び知的財産権を出願する権利または技術秘密として保護もしくは公開する権利を有する。

第九条 事業体は、事業体の物質・技術条件を利用して完成した発明の権利帰属について、法により制定された規則制度において規定するか、または発明者と約定することができる。発明者と約定しておらず、規則制度にも規定していない場合、本章の規定を適用する。

第三章 発明の報告と知的財産権の出願

第十条 事業体が別途規程を有する場合、または発明者と別途約定を有する場合を除き、発明者は、事業体の業務に関わる発明を完成した後、発明の完成日から2ヶ月以内に事業体に対し当該発明について報告しなければならない。

発明が二人以上の発明者によって完成された場合、発明者全員または発明者代表が事業体に報告する。

第十一条 発明報告書は、下記の内容を含まなければならない。

- (一) 発明者全員の氏名
- (二) 発明の名称と内容
- (三) 発明が職務発明または非職務発明のいずれにあたるのか及びその理由。

(四) 事業体または発明者が説明を必要とするその他の事項

発明報告書の内容について別途約定がある場合、事業体と発明者は、当該約定に従う。

第十二条 発明者は、その報告した発明が非職務発明にあると主張する場合、事業体は、本条例第十一条の規定を満たす報告書を受け取った日から2ヶ月以内に書面で回答しなければならない。事業体が前記期限内に回答しなかった場合、発明者の意見に同意したものとみなされる。前記期限について別途約定がある場合、事業体と発明者は、当該約定に従う。

事業体は、回答書面において、報告された非職務発明が職務発明にあると主張する場合、その理由を説明しなければならない。

発明者が、事業体の回答を受け取った日から2ヶ月以内に書面で反対意見を提出した場合、双方は、本条例第四十条の規定に基づき紛争を解決することができる。反対意見が提出されなかった場合、事業体の意見に同意したものとみなされる。

第十三条 発明者が、その報告した発明が職務発明にあると主張した場合、事業体は、本条例第十一条の規定を満たす報告書を受け取った日から6ヶ月以内に、国内において知的財産権を出願するか、技術秘密として保護または公開するか否かを決定し、決定内容を書面で発明者に通知しなければならない。前記期限について別途約定がある場合、事業体と発明者は、その約定に従う。

事業体が前項の期限内に発明者に通知しなかった場合、発明者は、書面により事業体に対し回答するよう催告することができる。発明者が書面で催告して1ヶ月を経過しても事業体が回答をしなかった場合、事業体は、既に当該発明を技術秘密として保護しているものとみなし、発明者は、本条例第二十四条の規定に基づき補償を受ける権利を有する。事業体が、その後当該発明について再度国内で知的財産権を出願、取得した場合、発明者は、本条例が規定する奨励と報酬を得る権利を有する。

第十四条 事業体が職務発明について知的財産権を出願する場合、提出予定の出願書類について発明者の意見を求めることができる。発明者は、事業体による知的財産権の出願に積極的に協力しなければならない。

知的財産権の出願過程において、発明者は、出願の進捗状況について事業体に問い合わせる権利を有する。

第十五条 事業体は、職務発明の知的財産権出願手続きの停止、または職務発明の知的財産権の放棄をしようとする場合、その1ヶ月前までに発明者に通知しなければならない。発明者は、事業体との協議を通じて、当該職務発明の知的財産権出願または知的財産権を取得することができる。事業体は、権利の移譲手続きに積極的に協力しなければならない。

発明者が、前項の規定に基づいて無償で関連する権利を取得した後、事業体は、無償で当該職務発明またはその知的財産権を実施する権利を享有する。

第十六条 発明者は、自ら完成させた職務発明について秘密保持義務を負い、事業体の同意を得ずに当該発明を公開したり、無断で知的財産権の出願をしたり、または第三者に譲渡したりしてはならない。

事業体は、報告された非職務発明について秘密保持義務を負い、発明者の同意を得ずに当該発明を公開したり、自己の名義で知的財産権を出願したり、または第三者に譲渡したりしてはならない。

第四章 職務発明の奨励と報酬

第十七条 事業体は、職務発明について知的財産権を取得した場合、速やかに発明者に奨励を与えなければならない。

事業体は、知的財産権を取得した職務発明を譲渡する場合、他人にその実施を許諾する場合、または自ら実施する場合、当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。

第十八条 事業体は、奨励、報酬を与えるプロセス、方式及び金額について、事業体が法に基づいて制定した規則制度に規定するか、または発明者と約定することができる。当該規則制度または約定は、発明者が有する権利、救済請求の手段を告知し、かつ本条例第十九条及び第二十二條の規定を満たすものでなければならない。

発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、または前記権利の享有もしくは行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定もしくは規定は、無効とする。

第十九条 事業体は、職務発明者に奨励及び報酬を与える方式及び金額を確定する際に、職務発明者の意見を聞かなければならない。

事業体が職務発明を自ら実施したり、譲渡したり、または他人に実施を許諾したりして経済的利益を得た場合、発明者は、事業体が取得した経済的利益の関連状況を問い合わせる権利を有する。

第二十条 事業体が、職務発明者の奨励について、発明者と約定しておらず、法に基づいて制定した規則制度にも規定していない場合、発明専利権または植物新品種権を得た職務発明について、発明者全員に与えられる奨励金の総額は、最低でも当該事業体の在職従業員の平均月給の2倍を下回ってはならない。その他の知的財産権を取得した職務発明について、発明者全員に与えられる奨励金の総額は、最低でも当該事業体の在職従業員の平均月給を下回ってはならない。

第二十一条 事業体が、職務発明者の報酬について、発明者と約定しておらず、法に基づいて制定した規則制度にも規定していない場合、事業体が知的財産権を取得した職務発明を実施した後は、関係するすべての知的財産権の発明者全員に対し、以下に掲げる方式のいずれか一つによって、報酬を与えなければならない。

(一) 知的財産権の存続期間中、毎年の特許権または植物新品種権の実施による営業利益の5%を下回らない額。その他の知的財産権を実施する場合、その営業利益の3%を下回らない額。

(二) 知的財産権の存続期間中、毎年の特許権または植物新品種権の実施による販売収入の0.5%を下回らない額。その他の知的財産権を実施する場合、その販売収入の0.3%を下回らない額。

(三) 知的財産権の存続期間中、前二号で計算した金額を参考に、発明者個人の給与の合理的な倍数をもって、毎年受け取るべき報酬金額を確定。

(四) 第一号、第二号で計算した金額の合理的な倍数を参考に、発明者に一括で支給する報酬の金額を確定。

前記報酬の累計は、当該知的財産権の実施による累計営業利益の50%を超えないものとする。

事業体が、職務発明者の報酬について、発明者と約定しておらず、法に基づいて制定した規則制度にも規定していない場合、事業体が知的財産権を譲渡または他人にその実施を許諾した後は、譲渡または許諾により取得した純収入の20%を下回らない額を報酬として発明者に与えなければならない。

第二十二条 事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては、各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献、及び各職務発明者の各職務発明に対する貢献等の要素を考慮しなければならない。

第二十三条 事業体が発明者と約定しておらず、法に基づいて制定した規則制度においても奨励、報酬の支払い期限を規定していない場合、事業体は、知的財産権を取得した日から3ヶ月以内に奨励金を支給しなければならない。職務発明の知的財産権を譲渡または他人にその実施を許諾した場合、その許諾料または譲渡の対価を受け取ってから3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。事業体が自ら職務発明を実施し、かつ現金で毎年報酬を支払う場合、各会計年度の終了後3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。持株の形式で報酬を支払う場合、事業体は法律法規と事業体の規則制度の規定により配当を行わなければならない。

第二十四条 事業体が職務発明を技術秘密として保護することを決定した場合、当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献により、本章の特許権に関する規定を参考にして、発明者に合理的な補償を支給しなければならない。

第二十五条 発明者と事業体との労働、人事関係が終了した場合、終了前に完成された事業体の業務と関係する発明について、発明者は、本条例第十条、第十四条、第十六条に規定される義務を引き続き履行しなければならない、引き続き氏名表示権及び奨励報酬取得権を享有する。

発明者が死亡した場合は、その相続人または受遺者が、奨励及び報酬を取得する権利を承継する権利を享有する。

第二十六条 事業体と発明者とが別途約定を有するか、または法に基づいて制定した規則制度中に別途規定がある場合を除き、職務発明が得た知的財産権が法に基づき無効宣告または取消しをされた場合、無効宣告または取消しの決定が発効する前に発明者が既に取得した奨励及び報酬には遡及しない。

第二十七条 企業が職務発明者に支給する奨励金及び報酬は、関連規定に基づいて企業従業員の給与として企業コスト費用に計上することができる。その他の事業体が発明者に支給する奨励金及び報酬は、関連規定に基づいて支出に計上する。

第五章 職務発明の知的財産権の運用実施の促進

第二十八条 国家が設立した研究開発機構、大学が、職務発明について知的財産権を取得した後の合理的な期限内において、正当な理由なく、当該発明を自ら実施することも、実施に必要な準備もしておらず、また譲渡や他人への実施許諾もしていない場合、発明者は、職務発明の権利帰属を変更しない前提で、事業体との協議に基づき当該知的財産権を自ら実施するか、または他人に当該知的財産権の実施を許諾することができ、かつ協議に基づいて相応の利益を得ることができる。

第二十九条 事業体が職務発明及びその知的財産権を実施することの実用化により取得した収益及び発明者が獲得した奨励、報酬に対して、国の関連規定に基づいて、税制上の優遇措置が適用される。

第三十条 国の関連主管部門は、事業体の知的財産権管理を審査または評定基準とする政策や措置を制定する際に、事業体の職務発明制度履行状況を審査または評定の要素としなければならない。

事業体による職務発明制度の履行状況は、その責任者の業績評価の対象としなければならない。

第三十一条 国は、基金を設立し、財政資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクト及び科学技術計画プロジェクトの成果である職務発明の運用、実施を促進する。

第六章 監督検査と法的責任

第三十二条 監督管理部門は、当事者の請求または通報情報に基づき、事業体による職務発明制度の履行状況について監督検査を行う。

監督管理部門は、監督検査を行う際に、職務発明に関する労働契約、規則制度等の資料を閲覧し、関連当事者に質問する権利を有する。事業体と発明者は、事実のとおりに関連資料を提供し、関連状況を説明しなければならない。

第三十三条 監督管理部門は、監督検査を実施する際に、証明書を提示し、法に基づいて職権を行使し、監督検査の過程で知り得た営業秘密を保持しなければならない。

監督検査により、事業体が法に基づいて職務発明制度を実施していないことが判明した場合、監督管理部門は、期限内に改善するよう命ずるとともに、警告を与えることができる。

第三十四条 発明者が本条例の規定に違反し、職務発明についての知的財産権を出願した場合、当該出願によって発生した権利は事業体が享有し、発明者が得た収益は全て事業体に返還しなければならない。

事業体が本条例の規定に違反し、非職務発明についての知的財産権を出願した場合、当該出願によって発生した権利は発明者が享有し、事業体が得た収益は全て発明者に返還しなければならない。

第三十五条 下記は、発明者の氏名表示権の侵害行為にあたる。

- (一) 発明者を発明者として氏名表示していない場合
- (二) 発明者でない者を発明者として氏名表示している場合

第三十六条 発明者は、その氏名表示権が侵害されたと判断した場合、県級人民政府の知的財産権主管部門に処理を請求するか、または人民法院に起訴することができる。

重大な影響を与えるような氏名表示権侵害案件については、県級以上人民政府の知的財産権主管部門に処理を請求することができる。

知的財産権主管部門または人民法院は、氏名表示権の侵害行為が成立すると認定した場合、侵害者に対して侵害の停止、謝罪、損害賠償を命ずる。知的財産権授権機関または登録機関は、有効な決定または判決に基づいて、関連文書に記載される発明者の氏名を是正し公告しなければならない。

氏名表示権を2回以上侵害した場合、県級人民政府の知的財産権主管部門は、権利侵害者に5千元以上5万元以下の罰金を科すとともに、権利侵害状況について報告する。

第三十七条 いかなる組織または個人も、発明者の氏名表示権に対する侵害行為について、

県級人民政府の知的財産権主管部門に通報する権利を有し、通報を受理する部門は、これを速やかに調査し、処理しなければならない。

第三十八条 事業体の規則制度もしくは発明者との約定が本条例第十八条第一項の規定に適合しない場合、または本条例第十八条第二項の規定により無効と確認され、発明者の損失を招いた場合には、事業体は賠償責任を負わなければならない。

第三十九条 事業体の本条例に従って、発明者に対し速やかに十分な奨励と報酬を支給しない場合、県級人民政府の知的財産権主管部門が改善を命ずる。発明者の損失を招いた場合、賠償責任を負わなければならない。

第四十条 発明の権利帰属または奨励、報酬が原因で紛争が発生した場合、当事者による協議により解決する。協議で合意に達しなかった場合、当事者は県級以上人民政府の知的財産権主管部門に調停を請求することもできれば、人民法院に起訴したり、法に基づき仲裁を申請したりすることもできる。

第四十一条 発明について知的財産権を出願した後、当事者が当該発明の権利帰属について紛争を起こした場合、知的財産権授権機関または登録機関は、当事者の請求に基づき、知的財産権の関連手続きを中止することができる。

権利帰属の紛争が解決された後、当事者は、有効な法律文書により知的財産権の関連手続きを回復するよう請求することができる。

第七章 付則

第四十二条 事業体と発明者は、発明の権利帰属、奨励報酬に関する規則制度または関連契約書について、所在地の知的財産権主管部門に記録に載せるよう申請することができる。

第四十三条 国防分野に係る職務発明については、本条例の規定を参照、適用する。

第四十四条 本条例は 年 月 日より施行する。